

# ●運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案 <予算関係法律案、日切れ扱い>

最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るため、運輸事業者に対する安全管理規程の作成及び届出の義務付け、航空・鉄道事故調査委員会の所掌事務の追加を行うとともに、踏切道の改良に係る補助措置の期間を延長する等所要の措置を講ずる。

## 最近、ヒューマンエラー等が背景と見られる事故・トラブルが多発

### 鉄道

- ✓JR西日本福知山線脱線事故(H17.4.25)
- ✓東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚駅付近踏切事故(H17.3.15)等

### 航空

- ✓JAL新千歳空港における管制指示違反(H17.1.22)
- ✓JAL非常口扉のドアモード変更失念(H17.3.16)
- ✓ANA高度計の誤った指示に従った飛行(H17.6.5)等

### 海運

- ✓九州商船フェリーなるしお防波堤衝突(H17.5.1)
- ✓知床半島観光周遊船座礁(H17.6.23)等

### 自動車

- ✓大川運輸踏切衝突事故(スーパーひたちと衝突)(H17.4.26)
- ✓近鉄バス横転事故(H17.4.28)等

### 問題点及び課題

- 安全最優先の意識の形骸化
- 経営・現場間及び部門間の意思疎通・情報共有が不十分等
- 経営陣の安全確保に対する関与が不十分等

- 開かずの踏切対策の促進が必要(歩行者への安全対策)等

- 原因究明等のため、国の事故等調査機能の充実が必要等

運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化する必要

踏切道の安全性の向上を図る必要

運輸の安全に関する国の組織体制を強化する必要

### ○鉄道事業法、軌道法、航空法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法等の一部改正

- 目的規定の改正及び責務規定の追加
- 安全管理規程の作成及び届出の義務付け
- 安全統括管理者の選任及び届出の義務付け
- 安全管理規程に係る立入検査等の基本的方針の策定
- 安全に関する情報の公表の義務付け
- その他鉄道、航空等における安全対策 等

#### 安全管理規程の主な記載事項

- 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針
- 各部門の安全に関する組織体制と情報伝達
- 内部監査の実施
- 事業運営の継続的見直し 等

経営トップ主導による輸送の安全を確保するための事業運営の自律的・継続的な実現と見直し・改善

安全意識の浸透、安全風土の構築

### ○踏切道改良促進法の一部改正

- 改良が必要と認められる踏切道の指定を行う期間を平成18年度以降の5箇年間に延長
- 踏切道の改良の方法に歩行者等立体横断施設の整備を追加
- 勧告制度・報告徴収制度の創設
- 連続立体交差事業に係る無利子貸付制度の創設

### ○航空・鉄道事故調査委員会設置法等の一部改正

【航空・鉄道事故調査委員会】  
 ➢被害の軽減に向けた調査提言機能の所掌事務規定への追加

【海難審判庁】  
 ➢国土交通大臣等に対する海難防止施策に係る提言規定の追加

等

## 運輸の安全性の向上の実現

閣議決定予定日 平成18年1月31日(火)

お問い合わせ先

国土交通省政策統括官付政策調整官室 課長補佐 木村 大  
 5253-8111(内線53-202) 5253-8797(夜間直通)

# 鉄道事業法の改正概要

鉄道事業者に常に安全を最優先とする事業運営を行わせる仕組みの構築

## 輸送の安全の確保

- 「輸送の安全の確保」を鉄道事業法の目的規定に明記
- 鉄道事業者に対して輸送の安全性の向上に関する不断の努力を義務化

## 鉄道事業者の安全管理体制の確立

- 安全管理の体制、方法等を定めた**安全管理規程**の作成及び届出
- **安全統括管理者**(役員級)、**運転管理者**(部長等の管理職級)の選任及び届出

### 安全管理規程

- 安全に関する取り組みの基本方針、組織体制、情報伝達の方法、内部監査の方法
- 運転、施設、車両に関する業務の実施体制及び方法

### 安全統括管理者の職務

- 事業実施部門における安全に係る事項の確実な実施を指揮
- 組織内に安全最優先の意識を徹底

### 運転管理者の職務

- 列車の運行の管理、運転士の資質の保持等運転に関する業務を管理・監督

## 利用者による監視

- 国による安全にかかわる情報の公表
  - 事故発生状況、安全にかかわる取り組み状況
  - 事業改善命令や保安監査に基づく勧告の内容
- 鉄道事業者による安全報告書の公表
  - 安全に関する取り組みの基本方針、組織体制
  - 安全に関する取り組み状況と今後の計画

## 国の指導・監督

- 安全管理規程の変更命令
- 安全統括管理者、運転管理者の解任命令
  - 輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるときの強制的な是正
- 業務の管理の受委託の許可の取消し、受託者に対する改善命令
- 受託者への報告徴収、立入検査
  - 従来は鉄道事業者のみに限定されていた国の指導・監督権限を受託者まで拡大
- 法人に対する罰則の強化
  - 輸送の安全に関してされた事業改善命令について罰金額の大幅な引き上げ

(注)

- が法律改正事項。
- 軌道・索道についても法人重罰以外は準用。

閣議決定予定日 平成18年1月31日(火)

お問い合わせ先  
国土交通省鉄道局安全法制PT 課長補佐 足立 基成  
5253-8111(内線40-197) 5253-8154(夜間直通)

# 航空法の改正概要

我が国航空会社において、ヒューマンエラーや機材不具合に起因する安全上のトラブルが続発

## JALグループに対して事業改善命令を 発出(H17.3.17)

- ・一連の安全上のトラブルの原因の究明の徹底及び一斉安全点検の実施
- ・安全組織体制の見直し
- ・従業員に対する安全意識の再徹底

## JALグループからの改善措置報告(H17.4.14)

【安全上のトラブルが連続した背景】

- ① いかなる環境下においても安全が最優先であることを常に強調し浸透させる経営の取り組みが不十分
- ② 安全と定時性を安易に両立させようとする現場の風潮
- ③ 経営と現場との距離感および部門間の意思疎通の不足
- ④ 安全を直接支える現場に対する経営トップの双方向コミュニケーションが不十分

航空輸送の高い安全性を確保するための制度改正を実施

## 【改正のポイント】

### 1. 航空会社の安全管理体制の構築

- 「安全管理規程」の作成及び「安全統括管理者」の選任の義務化

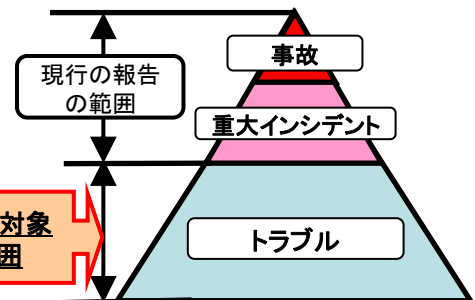
- ・ 安全を最優先とした事業運営の徹底
- ・ 経営と現場及び部門間の意思疎通の円滑化
- ・ 社内での安全情報の共有化とリスク管理の実践 等

### 2. 安全に関する情報の公表及び報告制度の創設

- 国による安全に関する情報の公表
- 航空会社による安全報告書の公表

- 安全上のトラブルの国への報告制度の創設

新たな報告対象とする範囲



ハインリッヒの法則

※ 重大インシデントの範囲もあわせて見直し

### 3. 安全確保のための国の指導・監督の強化

- 航空会社に対する安全管理規程の変更及び安全統括管理者の解任の命令等
- 事業改善命令に違反した航空会社に対する罰則の強化（罰金額の大幅引上げ）

- 航空機の整備の受託者に対して業務改善命令や許可の取消しなど直接指導・監督を実施

お問い合わせ先

国土交通省航空局技術部運航課 課長補佐 橋本 昌典

5253-8111(内線50-102) 5253-8731(夜間直通)

同 航空機安全課 課長補佐 石井 靖男

5253-8111(内線50-202) 5253-8735(夜間直通)

閣議決定予定日 平成18年1月31日(火)